

周防大島町高潮・洪水ハザードマップを作成しました  
(安下庄く伊崎の海岸線および宮川流域)

高潮や洪水時の避難行動に役立ててもらおうと、このほど安下庄から伊崎にかけての海岸線と宮川流域の浸水想定区域図(ハザードマップ)を作成しました。これは全国各地で高潮や洪水被害により多数の犠牲者を出していることから町内の区域では初めて取り組んだもので、浸水想定区域のほか避難所や気象情報の説明、避難の心得などを掲載し該当地区へ配布しました。

今後は、過去に災害が多く発生した海岸線や県の指定した中小河川について順次調査が進められ随時公表していく予定です。(町ホームページでも閲覧できます)。  
■問い合わせ／総務課 ☎74-1000



電子申請(予約)・届出サービスの  
手続きが拡大されます!

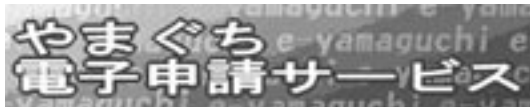
やまぐち電子申請サービスを利用すると、インターネットを使って、自宅や職場から24時間いつでも手続きをすることができます。現在は、住民票の写しの交付請求(予約)や各種税証明書(予約)などが利用できます。

◆新しい手続きの利用開始日/平成20年3月3日(月)

◆利用方法/周防大島町のホームページ

http://www.town.suo-oshima.lg.jp

の「やまぐち電子申請サービス」のリンクから



◆受付開始手続き

No.	手続き名	担当課
1	職員採用試験受験申込	総務課 人事行政班
2	後援・共催申請	
3	開栓申請	上下水道課 管理班
4	閉栓申請	
5	後援・共催申請 (教育委員会)	教育委員会 総務課総務班

◆問い合わせ

総務課 ☎74-1000

上下水道課 ☎79-1011

教育委員会総務課 ☎78-0700

福祉

福祉タクシー券  
障害者の交付枚数が24枚に!

■問い合わせ／  
福祉課  
☎77-5505

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます。

平成20年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降、利用できなくなりま

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者および交付枚数

・身体障害者手帳1〜4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1〜3級をお持ちの方・・・年間24枚  
・80歳以上の方・・・年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限/平成20年4月1日〜平成21年3月31日

はり・きゅう施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者/65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚(1か月4枚)

■内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限/平成20年4月1日〜平成21年3月31日

■申請手続き

○場所/各支所総合窓口・各出張所・福祉課(たちなげアプラザ内)

○持参するもの/印鑑

※4月からご利用になりたい方は3月14日(金)までに申請してください。